

# 確定拠出年金に係る税制改正要望について

## 平成21年度 確定拠出年金関係税制改正要望について

### 確定拠出年金制度の充実を図り、中小企業における企業年金の発展を促す。

平成23年度末廃止予定の適格退職年金の受け皿としても整備。

#### 企業型確定拠出年金における個人拠出(マッチング拠出)の導入(掛金の全額所得控除の適用)

現在、企業が実施する確定拠出年金については、個人拠出が認められていないが、現行の拠出限度額(他の企業年金なし:4.6万円、他の企業年金あり:2.3万円)の枠内、かつ、事業主の掛金を超えない範囲で認め、これを小規模企業共済等掛金控除の対象とし、全額所得控除とする。

➡ 事業主拠出額の低い中小企業に勤める従業員の個人積増が可能。**(大企業との格差是正)**

#### 拠出限度額の引上げ(所得控除・損金算入の対象額の拡大)

企業が実施する確定拠出年金 (企業型):	他の企業年金なし	4.6万円	未定
	他の企業年金あり	2.3万円	未定
個人で加入する確定拠出年金 (個人型):		1.8万円	2.3万円

➡ 年功序列賃金に連動した掛金設定により掛金が低くなっている若年者の掛金の引上げを目指し、**老後の所得保障として必要な額を確保。**

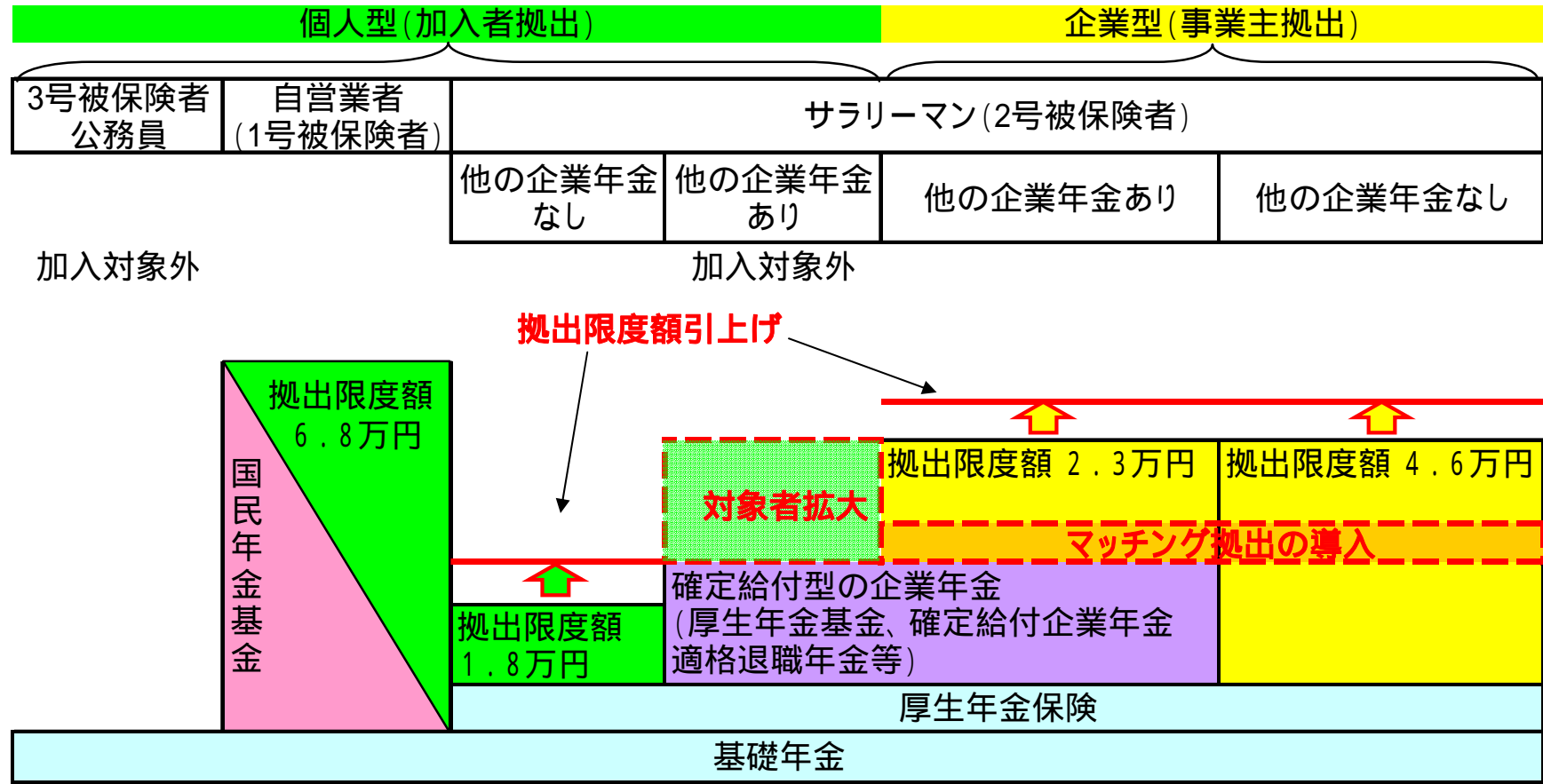
#### 個人型確定拠出年金の加入対象者の拡大(掛金の全額所得控除の適用)

現在、企業年金のない企業の従業員のみ、個人で確定拠出年金への加入を認めているが、確定給付型の企業年金のみを実施し企業型確定拠出年金を実施していない企業の従業員についても、加入を認める。

➡

- 確定給付型の企業年金のみを実施する企業は掛金が低い傾向にあるが、この改正により、自助努力による確定拠出年金の上乗せが可能。**(他のサラリーマンとの格差是正)**
- 企業型確定拠出年金のある企業から確定給付企業年金のみを行う企業へ転職した場合における、**確定拠出年金のポータビリティ性の確保。**

# 平成21年度 確定拠出年金関係税制改正要望について



マッチング拠出の導入: 拠出限度額の枠内、かつ事業主の掛金を超えない範囲  
 拠出限度額の引上げ  
 個人型加入対象者の拡大